

## 【第24準備書面の要旨】 2021・11・10

(はじめに) ・ ・ 本準備書面の概要

原告第14準備書面提出後に被告らから提出された準備書面による反論（追加反論）が失当であることについて、先ず、基本的な事項及び全般的事故に関する考え方を述べた上で、順次、個々の回避措置につき、その内容及び回避可能性等について、述べることとする。

### 第1章 回避義務・回避可能性に関する基本的事項について

#### 第1 「高度の回避義務」について

##### 1 「高度の回避義務」の意義

要約：被告らに対し業務遂行上課されている義務であって、事故の発生に関する予測に存在する不確実性に対し、万が一にも当該事故が発生しにように、情報収集を含む万全の回避措置を講じることが求められている。

##### 2 「高度の回避義務」の具体的内容

①「事故の発生に関する予測に存在する不確実性」に対し、適切に対応した「万全の措置」義務

- ・ 津波予測の不確実性
- ・ 回避措置の不確実性

##### ②上記の不確実性に適切に対応した万全の措置義務

・ 当時存在していた回避措置のうち、当時の知見の状況及び被告らの情報収集義務に照らし、想定することが可能であった措置については、法的に、条理、常識上、当然に取るべきことが求められていたと解するのが相当である。

3 いわゆる「深層防護」や「多重・多様な防護措置」の考え方について

高度の回避義務を具体化した考え方であると理解することができることを、以下の項目について述べている。

- ①深層防護の概念
- ②安全裕度の深層防護上の位置付け
- ③多重性、多様性、独立性、及び単一故障基準
- ④我が国の規制におけるSBO対策の誤り

#### 4 被告国の反論の矛盾点

①高度の回避義務に反する反論である。

②防潮堤等以外の建屋の水密化等の回避措置については、不確実性を理由に採用できないとする一方で、当該防潮堤等については、不確実性を適切に考慮していなものでも合理性があるなどと、真逆の矛盾した用い方をしている。

第2 被告国のドライサイトコンセプトによる反論が誤りであること  
(その1) ・ ・ 本件事故前の津波対策について

①被告国が反論として主張するドライサイトコンセプトは、被告らに課されていた高度の回避義務に反すること

②反論が依拠する次の専門家の意見も、反論のドライサイトコンセプトの根拠とはならないこと

・阿部清治意見書 ・ ・ 反論のドライサイトコンセプトの考え方を否定する見解であり誤用

・今村文彦意見書 ・ ・ 東京高裁証言でドライサイトコンセプトを否定

・岡本孝司意見書・・投入できる資源や資金にも限界がある等を理由に高度の回避義務を否定し得ることを前提とした誤った意見

・山口彰意見書・・リソースが有限であること等を理由に高度の回避義務を否定し得ることを前提とした誤った意見

③被告国主張のドライサイトコンセプトは、本件事故前の溢水対策についての知見の状況に反すること

・本件事故前においても、反論が主張するような「ドライセプトコンセプト」という概念は、設計者の間では使用されていなかった

・原発関係者では、多重防護及びその設計哲学をさらに進化させた深層防護の考え方は、本件事故発生以前から現在まで引き継がれている設計の基本方針であり、常識であった。

・米国の設計指針 R G 1 . 1 0 2 においては、溢水対策の分類として、1) D r y S i t e、2) E x t e r i o r B a r r i e r、3) I n c o r p o r a t e d B a r r i e r の 3 つが述べられており、そもそも防潮堤の設置はドライサイト (D r y S i t e) ではなく、分類が別の 2) E x t e r i o r に属するものである。

・米国カリフォルニア州のディアブロ・キャニオン原子力発電所は、防潮堤ではなく、海水ポンプに採用した排熱用のシュノーケル方式によるものである。

④被告国主張のドライサイトコンセプトは、本件事故前の津波対策の状況にも反すること

・被告東電内部における対応状況

・被告東電の中央防災会議での報告

・被告東電外部の関係機関における対応状況

第 3 被告国のドライサイトコンセプトによる反論が誤りであること

(その2) ・ ・ 本件事故を踏まえた津波対策の考え方について

(1) 保安院による本件事故後の緊急安全対策の実施指示の内容は反論のドライサイトコンセプトを否定したものであること及びその意義について

①保安院の平成23年5月6日「緊急安全対策の実施状況の確認結果について」

- ・ 短期対策 ・ ・ 失敗学会方式そのもの
- ・ 中長期対策

(2) 新規制基準も完全に反論のドライサイトコンセプトを否定したものであること

①失敗学会方式の導入

・ 平成25年6月原子力規制委員会制定の「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」について

・ 平成28年6月29日原子力規制委員会策定の「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」

①「浸水防止設備の設置」の導入

・ 平成25年6月原子力規制委員会制定の「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」における「外郭防護1」

第4 被告国の深層防護についての反論が誤りであること

①反論は原告が主張する「高度の回避義務」と「深層防護」との関係性を正解しないものであること

②深層防護を適用外とすることの誤り

・ 反論①は論外の「設計基準を超える外的事象」を理由としていること

- ・反論②は水密化について誤った「大きな不確実性」を理由として「独立かつ有効な防護策」ではないとしていること

- ・反論③は「精度を高めて津波の想定や対策の信頼性を向上」させることを理由としていること

- ・反論④は「長期評価」についての予見義務を否定し得るという誤った理解を前提としていること

## 第5 被告国の I A E A 等の安全基準についての反論が誤りであること

- ① I A E A の安全基準について・・・反論の I A E A 安全基準についての理解は誤り

- ②米国の安全基準について・・・米国では被告国主張のドライサイトコンセプト論を採用しておらず誤用

- ③ドイツの安全基準について

- ・津波予測の不確実性等についての理解の欠如

- ・我が国の津波の設計水位の不確実性の実態及び対策の在り方についての首藤伸夫氏の見解

## 第6 立証責任の分配について

- ①立証責任の分配の在り方・・・「長期評価」に基づき予見可能な津波に対する結果回避措置による回避可能性（因果関係）については、一般的には原告が「高度の蓋然性」があることを主張、立証すべきではあるが、本訴訟においては、原告が主張する回避措置による回避可能性について、被告らとその可能性がないことを主張、立証しない限り、回避可能性が事実上推認されるべきである。

- ②理由・・・当事者間の公平・衡平の原則

・伊方最判（処分取り消し・行政訴訟）の判示（判例時報 2354号 47頁上段）

・仙台高裁判決（原審・福島地裁、損害賠償請求訴訟）の判示

第7 原発の安全確保上地元自治体が果たしている役割を適切に踏まえて被告らの回避義務及び回避可能性を理解する必要があること

①原告の従前の主張とその要点

②補充主張・・・被告らが原子力安全についての地元自治体の監視・監督機能を崩壊させていたこと

## 第2章 回避義務・回避可能性の全体的事項について

第1 被告東電が推進本部予測に対し採ることが可能であった回避措置及びその措置義務について

1 採ることが可能であった回避措置について

①SBO発生を未然に防止する措置：次のA～Dに類型化した措置が、採ることが可能であった。

A：防潮堤（防潮壁）の構築

B：建屋の水密化

C：原子炉への注水設備や冷却用の電源設備等の重要機器室の水密化

D：高所化（津波の影響が及ばない高所に移設又は予備の設備を設置）

②SBO発生後の炉心損傷を未然に防止する避措置：原告が原告第14準備書面第3章で詳述した失敗学会公表の「短期かつ簡易に実施可能であった代替措置」（以下「失敗学会方式」という。）が、該当する。

2 上記回避措置についての措置義務について

①基本的な考え方・・・高度の回避義務

・多段階にわたって多重、多様な回避措置を講じることによって万全を期すということから、上記の採ることが可能であった回避措置の全てについて措置義務がある。

・上記のいずれかの措置を怠り、その結果、回避し得る可能性がある事故を発生させた場合には、高度の回避義務違反となる。

②被告国のドライサイトコンセプトの誤り・・・高度の回避義務に違反する考え方

第2 被告国が被告東電に対し有していた規制権限の内容及びその行使義務について

1 電業法40条に規定する技術基準適合命令の権限について

(1) 原告の従前の主張

①省令62号の実態は、基本設計と詳細設計の総体としての技術基準を定めたものであり、反論はこの実態に反している。

②電業法の技術基準について、炉規法における許可制度の存在を理由に、原子炉に限って詳細設計に限定するという解釈をとることは、炉規法において許可制度を設けた趣旨目的を没却するもので、本末転倒の不当な解釈である。

③伊方最判の「万が一」等の判示の趣旨に全くそぐわず、これを没却するものである。

(2) 原告第9準備書面の上記主張に対する被告国第7準備書面による反論が失当であることについて

①従前の反論を補強する点がことごとく誤りであって、失当である。

②現に、第8章に掲げた3つの高裁判決と東京地裁の判決は、全て、被告国の上記反論と同趣旨の反論を退けて、電業法40条に規定

する技術基準適合命令の権限を認めている。

## 2 炉規法 33 条 2 項に規定する設置許可取消の権限について

### (1) 被告国の反論

#### ①従前の反論

・「長期評価」につき、事業者が設置許可変更許可申請を行わない場合には、許可取り消し（炉規法 33 条 2 項）により是正することとなる。

#### ②追加反論

・「長期評価」に関しては、原告主張の炉規法 33 条 2 項 2 号の取消事由に該当しない。

### (2) 反論は失当・・求釈明事項

①電業法上の権限の否定は炉規法上の権限が存在していることによって正当化されんとしているのである。したがって、2 段階規制論を維持して電業法上の権限を否定する一方で、炉規法上の権限も否定するというのは、背理であって、法体系的にもあり得ない暴論というべきである。

②従って、被告国は、以下の点について釈明すべきであり、釈明がない場合には、反論の正当化の前提を欠き、失当となることを自認したものと解すべきである。

・炉規法 33 条 2 項による許可取消権限を有するとする従前の主張そのものを撤回するとすれば、それが暴論とならない理由を説明すること。

・炉規法 33 条 2 項による許可取消権限を有するが、該当号は 2 号ではないとするのであれば、他の該当号を示すこと。

## 3 規制権限の行使義務

推進本部予測について予見義務が認められる場合には、被告東電に対し、電業法40条に規定する技術基準適合命令の権限を行使すべき義務があった。

### 第3 原発の「稼働停止」と各種回避措置との関係

#### (1) 基本的な考え方と緊急的な考え方

##### ①基本的な考え方

・ 確実な回避措置として、採り得る回避措置の全てを講ずる義務があるので、その義務を履行するまで原発を「稼働停止」とすべきである、という考え方である。

##### ②緊急的な考え方

・ 緊急安全対策を実施しつつ可及的速やかな水密化・高所化及び防潮堤（防潮壁）の完成を目指すことにより、原発の「稼働」を許容する考え方である。

・ これは、既述のとおり、現に、本件事故直後の保安院の緊急安全対策の指示として実施された考え方である。

#### (2) 原告の主張

##### ①基本的な考え方が原則

②緊急的な考え方は例外的に認められるに過ぎない。

③被告国の主張するドライサイトコンセプトは、既述のとおり、防潮堤（防潮壁）のみが唯一の回避措置であるとするものである。すると、かかる防潮堤（防潮壁）が完成するまでは、原子炉は無防護の状態となる。したがって、原発を「稼働停止」とする以外の選択肢はなくなるのであるから、この「基本的な考え方」によらざるを得ないこととなる。。

#### 第4 第3章以下において述べる各措置の概要及び回避可能性

##### 1 概要

- ・措置全体を3つに分類
- ・各措置につき述べる内容

##### 2 結果回避可能性の判断の在り方

###### ①結論

・本件事故の結果回避可能性については、単に、回避措置義務が課されるべき個々の措置についてだけではなく、全ての講ずるべき回避措置が講じられていることを前提として、判断されるべきである。

###### ②理由

・高度の回避義務の観点からは、上記A～Eの措置は、多段階にわたって多重、多様な回避措置を講ずることによって万全を期すということで義務付けられている。

・したがって、仮に上記いずれかの措置を怠り、その結果、回避し得る可能性がある事故を発生させた場合には、高度の回避義務違反となると解すべきこととなる。

#### 第3章 防潮堤等（A）について・・・敷地への越流防止

##### 第1 はじめに・・・本章の概要

先ずは、原告が主張する防波堤等（A）による敷地への越流防止措置の具体的内容を述べ、それを踏えて、地下反論が失当であることを述べる。

##### 第2 被告東電が平成20年津波計算結果（推進本部予測）に基づき想定していたO.P.+20mの防潮壁（鉛直壁）について

###### 1 被告東電が平成20年計算結果（推進本部予測）に基づき想定

していたO.P.+20mの防潮壁（「20m防潮壁」）の概要及び被告東電内部における検討状況

①概要

②被告東電内部における検討状況

2 20m防潮壁の合理性

①東電設計が20m鉛直壁を仮定した理由

②シミュレーションによる確認結果

③シミュレーション結果の最高水位の水平展開による余裕度の設定

3 20m防潮壁により本件津波の越流を防止し得る可能性が高いことについて

①本件津波の浸水高と波高・・最高波高O.P.+約15.5m

②平成20年津波計算結果・・最高波高O.P.+約15.7m

4 20m防潮壁構築の工期について

①被告東電の工程予定は約4年

②渡辺敦雄氏の予測する工程は3年以内（渡辺敦雄意見書）

③被告らの反論が失当であることについて

第3 被告らの反論が失当であることについて

1 反論①（仮に「長期評価」について予見義務があると解される場合であってもドライサイト維持の原則により防潮堤が唯一の確実な回避措置であった）について

①「ドライサイト維持の原則」は誤り

②高度の回避義務と深層防護（多重・多様な措置）は設計思想の本質的要素

③東通原発の防潮堤の例は反論を正当化し得ないこと

- ・想定津波の違い
- ・防潮堤が原子炉施設を囲む形状が不明

2 反論②（平成20年津波計算の内容には合理性があった）について

①平成20年津波計算結果の前提としての地震予測の不確実性

②平成20年津波計算結果の計算技法である津波評価技術によることの不確実性

・首藤伸夫氏の「津波評価技術」に基づく設計津波計算の不確実性及び対策の在り方についての見解

・平成20年津波計算結果は気象潮等を加算していないこと

・被告東電設計の平成20年津波計算結果の文書が示す問題点

③平成20年津波計算結果の計算は敷地東側（海側）における最高水位を算出していないこと

3 反論③（設置する防潮堤は平成20年津波計算結果を前提とした局所的鉛直壁とすることで回避措置としては合理性が認められた）について

①平成20年津波計算結果を単純に前提とすることの誤り

②反論が根拠として挙げる次の専門家の失当な意見は根拠とはならないこと

・今村文彦氏

・岡本孝司氏

・山口彰氏

③東通原発の防潮堤は反論の根拠とはならないこと

4 反論④（当該防潮堤によっては襲来した本件津波に対して敷地への浸水を防ぐことはできず、その浸水深は実際の本件津波による浸水深を大きく軽減するものではなかった）について

(1) 反論の概要

- ①襲来した津波の方向の違いによる敷地高を超える場所の違い
- ②浸水深の違い
- ③津波の継続時間の違い
- ④水量も約10倍多かった

(2) 反論は失当

①20m防潮壁であれば上記の違いは回避可能性に影響を及ぼさない。

②鈴木康弘等論文「福島第一原発を襲った津波の高さについての疑問」（『科学』2011年9月号）

・現段階では、想定されていた平成20年津波計算結果の15.7mをはるかに超えるような津波が押し寄せたと断定することは困難である、と指摘

5 反論⑤（平成20年4月に東電設計株式会社が行った平成20年津波計算結果に基づく解析結果は仮定的におかれた高さの鉛直壁と同じ高さ、同じ位置の防潮堤設置の必要性を示すものではない）について

①平成20年4月に東電設計株式会社が行った平成20年津波計算結果に基づく解析結果は20m防潮壁設置の必要性を示したものであった。

②被告東電が社内において検討していたのも20m防潮壁の設置であった。

第4章 建屋の水密化(B)及び原子炉への注水設備や冷却用の電源設備等の重要機器室の水密化(C)並びに高所化(津波の影響が及ばない高所に移転又は予備の設備を設置(D))について・・・浸水によるSBO発生の防止

## 第1 はじめに・・本章の概要

先ずは、原告主張のB～Dの回避措置について、被告東電が、平成20年津波計算結果に適切に対応した措置を講じ得る技術力が存在し、かかる措置を「長期評価」公表後に適切に講じておけば、本件事故は回避できた可能性が高いことを述べた上で、追加反論が失当であることを述べる。

## 第2 原告の主張するB～Dについては技術力は十分にあったことについて

### 1 本件事故前からの溢水対策及び津波対策の状況について

我が国の本件事故前からの溢水対策及び津波対策の状況からして、原告の主張するB～Dについての技術力が十分にあり、実際にも実施されていたことは、既に、第1章第2の2において詳述したとおりである。

### 2 B～Dについての技術力について

#### (1) 渡辺敦雄氏の見解

##### ①津波の波力

- ・津波荷重算定式は存在していた
- ・活用方法

##### ②漂流物の衝突力について

- ・設計に関する文献とその内容
- ・実際の設計例

#### (2) 筒井哲郎・後藤政志の見解

##### ①防潮堤等を発注する側の基本的な立場について

##### ②電気室及びタービン建屋の設計について

##### ③津波の波力や漂流物の影響

④電源設備の高所配置について

⑤地震動によってケーブルや配管が破損する可能性について

(3) 上津原勉氏(被告東電の社員)の見解

①今回の事故の原因

②浸水経路

③浸水対策

④結論

・防潮堤がなくとも、上記の水密化対策だけで回避可能だった。

3 本件津波による被害の回避可能性につて

①中央防災会議の専門調査会報告書

②日本原子力技術協会による、「浮遊物からダメージを受ける可能性」に関する警告

4 小括

①B～Dについての技術力は、本件事故前から存分に存在していた。

②反論の指摘するような津波の波力や漂流物の影響評価についての技術力の問題は、実際の実務の実状についての無知に由来するものである。

③B～Dによる本件事故回避可能性についての問題は、反論が指摘する技術力の不足にではなく、事前の想定津波の適切性と、それに対応したB～Dの措置を迅速、適切に講じようとする被告らの意思、決意の有無の問題である。

第3 追加反論が失当であることについて

1 反論①(技術的に確実な措置であるとの反論)について

①反論が主張するB～Dについての技術力の問題は既に事実によ

って否定されている。

②「確立した技術力」が必要であるとする反論は高度の回避義務に反する。

③専門家の意見が反論の根拠とはなり得ないこと

- ・今村文彦氏・・誤りの本末転倒の意見であり自己矛盾の引用
- ・首藤伸夫氏・・引用の誤り
- ・岡本孝司氏・・誤りの意見

2 反論②(規制権限の行使が義務付けられることはないとの反論)

(1) 規制機関が建屋等の全部の水密化が規制要求に適合しているか否かを判断することはできなかったとの反論(被告国第22準備書面)

①科学的、専門技術的知見が存しないことを理由とすることの誤り

②規制要求への適合性が判断できないとすることの誤り

③指摘する技術上の問題点はBであるのに、Cまで規制できないとすることの誤り

(2) 新規制基準についての理解の誤りについて

①新規制基準がA～Eの全てを規制対象としていることについて

②反論は新規制基準がAを規制対象としてることについては指摘するがB～Eについても規制対象としていることは指摘しないことについて

3 反論③(「ドライサイトの維持」の観点から防潮堤等(A)は不可欠との反論)

①ドライサイトコンセプトに基づく誤った反論

②B～Dにつき技術的に不確実であることを前提とする誤った反論

4 反論④（本件事故前において、被告東電が平成20年試算を受けて第一次的に検討していたのは防潮堤・防波堤等の設置であり、その検討が同事故時まで継続されていたとの反論）

本件事故前においても、津波対策として、被告東電の内部及び外部において、水密化等の溢水対策が行われていたことは、既に、第1章第2の2（4）において、次の資料に基づき、詳述しているとおりである。

①溢水勉強会における被告東電の長澤氏らが作成した資料

②平成20年2月16日御前会議の説明用資料

③平成23年2月14日開催の福島地点津波ワーキング第4回会議の議事録

第5章 失敗学会方式（E）について・・・浸水によるSBO発生後の炉心損傷防止

第1 はじめに・・・本章の概要

まずは、原告の主張するSBO対策措置としての失敗学会方式（E）について詳述した上で、追加反論が失当であることを述べる。

第2 原告の主張するSBO対策措置としての失敗学会方式（E）について

1 失敗学会方式の概要

失敗学会方式は、SBO発生による非常冷却機能喪失による炉心溶融を未然に防止する措置であり、その概要は、次のとおりである。

（1）第1段階

①措置の内容・・・高圧下での注水による冷却

②安全系起動開始までの余裕時間・・・約 2 時間

③安全系起動による冷却可能時間・・・半日程度

(2) 第 2 段階

①措置の内容・・・減圧した低圧下での注水による冷却

②起動までの余裕時間・・・半日程度

③起動による冷却可能期間

・最短期間・・・ベントをしない場合は 1 ～ 2 日程度

・ベントによる期間延長・・・1 週間以上は可能

(3) 第 3 段階

①措置の内容・・・冷温停止状態への移行

②復旧までの時間的余裕・・・ベントをしない場合は 1 ～ 2 日程度、ベントによる場合 1 週間以上の延長が可能

(4) 上記措置を実施するために必要な事前の対策

ア 以下の地震・津波対策を用意しておけば、福島原発事故は回避できたと考えられる。また、今回の対策には安全審査は不要で、殆どは運転中の対策工事も可能であり、1 ～ 2 年で完了できると考えられる。

①十分な容量と個数の 125V バッテリーと 250V バッテリー

②高圧電源車

③水中ポンプ(RHRS 代替用)

④全交流電源喪失(SBO)、直流電源喪失、海水ポンプモーター喪失を想定した訓練

イ また、上記の対策案を確実に実施して冷温停止に到達するに

は、追加して、以下の準備も必要である。

⑤ RCIC と HPCI の水密化

⑥ 1号機については、IC の PCV 内交流駆動弁用の可搬式交流発電機

⑤ ベント用 AO 弁駆動用圧縮空気が無くなった時のための小型コンプレッサー

⑧ 消防車

## 2 失敗学会方式の全回避措置（A～E）における位置付け

① A～Dの措置にもかかわらず津波浸水により SBO が発生した場合に備えた不可欠な措置であること

② 津波浸水以外の諸々の原因による SBO 発生にも対処し得る措置であること

③ 回避可能な措置の中で最も簡易かつ短期間に実施可能な措置であること

## 3 失敗学会方式は本件事故前から採ることが可能であったこと

① 原子炉に常時備えられた安全系機能の本来の機能に則した利用に過ぎないこと

② 本件事故後における規制に実際に導入されていること

③ 米国の「B5b」と同様の措置であること

## 4 失敗学会方式により本件事故が回避可能であったこと

被告国の失敗学会方式に対する追加反論がいずれも失当であって、本件事故を回避できる可能性が高かったことは、次の第3において述べるとおりであり、失敗学会方式により本件事故が回避可能であったことは明らかである。

### 第3 被告国の追加反論が失当であることについて

#### 1 反論全体について

①失敗学会方式の考え方自体については反論していない。

②失敗学会方式の第1段階の実行可能性について反論しているに過ぎない。

③第1段階の実行可能性について「断じることはいない」「断言することも到底できない」とするだけで可能性が全くない（回避不可能）とまでは主張していない。

④津波浸水によるSBO発生後の冷却機能喪失という緊急事態下の過酷な状況下における炉心損傷の防止対策措置としての重要性を理解しない反論である。

#### 2 反論①（余震等への対応における不確実性）について

①余震等への対応が第1段階の作業に及ぼす影響はほとんどなかった。

②反論は失当：推進本部予測を「想定外」として何ら事前の対策を講じておらず、その結果発生した作業上の混乱を根拠としているにすぎない。

#### 3 反論②（津波による作業環境の変化への対応における不確実性）について

①第1段階の作業場所は原子炉建屋内であって津波や余震の影響が少ない場所だった。

②作業現場である原子炉建屋への移動は可能であり、第1段階の作業は可能だった。

#### 4 反論③（浸水によるSBO発生状況の確認作業における不確実性）について

①第1段階の作業内容自体は複雑困難なものではなかった。

②事前の訓練において習熟しておけば迅速的確に約2時間以内に実行が可能であった。

5 反論④（訓練における不確実性）について

①反論は事前の訓練の意義、目的及び効果を正解しないものである。

②反論は失当：反論が問題とする訓練における不確実性は推進本部予測を「想定外」としたことの帰結に過ぎない。

6 反論⑤（規制対処とはなり得ない措置）

①失敗学会方式は津波によるSBO対策として不可欠な措置として本件事故後には規制の対象とされている措置である。

②失敗学会方式は諸々の原因により発生するSBO対策として汎用性のある措置として常設すべき措置である。

③反論は失当：失敗学会方式が規制の対象とすべき措置であるか否かの判断を誤ったものである。

- ・前提において失当な反論
- ・過失理論にも反する失当な反論
- ・自己矛盾の反論

第6章 回避義務及び回避可能性に関する裁判例について

第1 仙台高裁令和2年9月30日判決（原審・福島地裁）

本判決は、以下の点において評価すべきである。

①高度の注意義務の観点から被告国の電業法上の技術基準適合命令権限を認めている。

②立証責任の分配を認めている。

③高度の回避義務の観点から次のとおり判示している。

- ・部分的防潮堤の反論を排斥

・水密化は特別の措置ではない。

④回避可能性を、立証責任の分配の観点から認めている。

## 第2 東京高裁令和3年2月19日判決（原審・千葉地裁）

本判決は、以下の点において評価すべきである。

①高度の注意義務の観点から、被告国の電業法上の技術基準適合命令の権限を認めている。

②回避措置については、高度の回避義務の観点から、防潮堤のみならず水密化措置も対象としている。

③回避可能性については、立証責任の分配の観点はないが、実証的検討が困難である上に資料が乏しく立証が困難であるとの観点を採用している。

④平成20年計算結果に基づいた回避措置を講ずることによって、結果回避が可能であった蓋然性が高いとして、これを認めている。

## 第3 東京高裁令和3年1月21日判決（原審・前橋地裁）

1 本判決は、経済産業大臣が電気事業法40条に基づく技術基準適合命令の権限を有していたことは認めているので、その点は評価できる。

2 しかし、本判決は、次のとおり、全面的に一審被告国の反論を取り入れて、本件事故の回避可能性を否定している。これは一審被告国に高度の回避義務が課されていることを否定したことによるものであることは明らかである。

①局所的傍聴堤を認める。

②回避措置に余裕度を設けるべきことを否定している。

③建屋の水密化について、敷地内に浸水した津波の波力や漂流物

の衝突力について確立した評価手法は確立していなかったとして、その技術力を否定している。

④上記③は原告側に完全な主張立証責任を負わせたことによるものである。

#### 第4 東京地裁平成30年3月16日判決

本判決は、以下の点において評価すべきである。

##### 1 被告東電について

被告東電について、次のような点を踏まえて、結果回避義務及び因果関係を認めている。

①被告東電の立証責任の負担を認めている。

②被告東電の主張する「ドライサイト維持の原則」について、深層防護という考え方が国際的に一般的であって、この考え方はドライサイト維持の原則と馴染まない等として排斥している。

③被告東電の主張する「ドライサイト維持の原則」をあくまでも維持するのであれば、既往最大津波や科学的として確立した津波に限定するのではなく、想定津波を広くとらえ、安全裕度も考え、ドライサイトを実現しなければ、原子力発電所に求められる安全性の達成は不可能である、としている。

④「④その余の対策」として、失敗学会方式の内容を詳細に判示した上で、深層防護の観点並びに対策の容易性及び簡易性の観点からは、予見義務の対象や結果回避可能性及び因果関係に関しどのような見解をとったときでも、他の対策と重ねて、又はどれだけ最低限を考えても単体で、とるべき行為義務があると解されるとしている。

##### 2 被告国について

①高度の注意義務の観点から被告国の電業法上の技術基準適合命

令権限を認めている。

②被告東電について結果回避義務及び因果関係を認めたことを踏まえて、権限不行使の違法性を認めている。